

宇都宮市リーディング企業支援事業実施要綱

(目的)

第1条 宇都宮市リーディング企業支援事業（以下「本事業」という。）は、本市産業を牽引する中核企業を創出・育成するため、市内に本社を置き、売上や雇用において一定の規模を有する企業のうち、企業間の取引等において地域経済に貢献し成長性の高い企業を「宇都宮市リーディング企業」として認定し、集中的かつ積極的な支援を実施することにより、地域経済の持続的な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 域外販売 市内企業が生産した製品等を県外事業所に販売する取引をいう。
- (2) 域内仕入 市内企業が製品等を生産するにあたり、その部品等の仕入を県内事業所から行う取引をいう。

(申請の要件)

第3条 宇都宮市リーディング企業の認定を申請する企業（以下「申請企業」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 別表の評価項目において、評価点の合計が12点以上であり、すべての評価項目において1点以上であること。ただし、域内仕入比率の評価点のみ1点に満たない場合は、従業員数の評価点が4点以上、かつ、売上高及び域外販売比率の評価点の合計点が10点以上であること。
- (2) 市内に本社を有すること。
- (3) 確定した直近の決算期において、債務超過の状態にないこと。ただし、確定した直近の2決算期連続で経常利益がプラスの場合など、経営の改善が見込まれる場合はこの限りでない。
- (4) 宇都宮市リーディング企業の認定を受ける者として不適当な者（次のアからオに該当する者）でないこと。

ア 暴力団（宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は役員等が暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

オ 市税を滞納している。

(認定申請書等の提出)

第4条 申請企業は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 宇都宮市リーディング企業認定申請書（様式第1号）
- (2) 提出日までに確定している直近2事業年度の決算に関する書類
- (3) 企業概要が分かる資料
- (4) 会社定款
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(宇都宮市リーディング企業の認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、宇都宮市リーディング企業認定申請書等による審査を行い、第3条に掲げる要件に適合すると認めるときは、宇都宮市リーディング企業に認定の上、第11条に規定する支援を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により宇都宮市リーディング企業として認定した企業（以下「認定企業」という。）に対し、認定通知書（様式第3号）及び認定証を交付するものとする。

3 認定企業の認定及び支援の期間（以下「認定支援期間」という。）は、認定日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 認定企業は、市長に対して、認定支援期間の更新を申請することができる。

(変更届出の提出)

第6条 認定企業は、名称、代表者又は所在地のいずれかに変更があったときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 変更届出書（様式第4号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(定期報告)

第7条 認定企業は、認定支援期間中において、終了した事業年度の決算が確定するごとに、次の各号に掲げる書類を、法人税法（昭和40年法律第34号）の規定による確定申告書の提出期限の日までに市長に提出しなければならない。なお、認定支援期間終了後においても、認定支援期間の含まれる事業年度については同様とする。

(1) 定期報告書（様式5号）

(2) 決算に関する書類

(3) 域外販売・域内仕入の状況が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(認定の更新)

第8条 認定を更新しようとする認定企業は、市長の定める期日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 更新申請書（様式第7号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前条の定期報告書類のうち、直近決算期に提出されたものによる審査を行い、第3条に掲げる要件に適合すると認めるときは、宇都宮市リーディング企業の認定支援期間を更新するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、直近2か年に提出された定期報告書類による審査を行い、同条に掲げる要件の適合を判断するものとする。

3 前項の規定により認定を更新したときの認定支援期間は、始期を認定支援期間終了の日（以下「終了日」）の翌日からとし、終期を終了日から3年を経過した日を含む年度の末日までとする。

4 市長は、前項の規定により宇都宮リーディング企業として更新を認めた企業に対し、認定更新通知書（様式第8号）及び認定証を交付するものとする。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、認定企業に対し、経営状況等について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (2) 第3条第2号又は第4号の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第7条及び第9条による報告を行わないなど、認定企業として不適切な行為があったとき。

(市の支援措置)

第11条 市長は、認定企業に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 宇都宮市リーディング企業の名称の使用を許可
- (2) 販路開拓支援事業補助金における補助対象回数の要件緩和
- (3) 中小企業高度化設備設置補助金における補助対象分野の要件緩和
- (4) 企業立地等支援補助金における補助対象地域制限の適用除外
- (5) その他宇都宮市リーディング企業の地域経済への貢献や成長性の向上に資する支援

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

第3条第1項の要件における評価点の合計は、(1)売上高、(2)従業員数、(3)域外販売比率、(4)域内仕入比率の4つの評価項目により判断する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 売上高 確定した直近決算期の売上高を評価する。	6点	100億円以上	6点
		50億円以上	5点
		20億円以上	4点
		15億円以上	3点
		10億円以上	2点
		5億円以上	1点
(2) 従業員数 申請時における常時使用する従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者）を評価する。	6点	300人以上	6点
		200人以上	5点
		100人以上	4点
		70人以上	3点
		50人以上	2点
		30人以上	1点
(3) 域外販売比率 確定した直近の決算期における、総販売額に対する県外の事業所への販売額の割合を評価する。	6点	60%以上	6点
		50%以上	5点
		40%以上	4点
		30%以上	3点
		20%以上	2点
		10%以上	1点
(4) 域内仕入比率 確定した直近の決算期における、総仕入額に対する県内の事業所からの仕入額の割合を評価する。	6点	35%以上	6点
		30%以上	5点
		20%以上	4点
		15%以上	3点
		10%以上	2点
		5%以上	1点